

産業廃棄物の種類	施 設	基 準
	ンの回収を行うものに限る) ・廃油蒸留施設 (1,2-ジクロロエタンの回収を行うものに限る) ・1,2-ジクロロエタンによる表面処理施設	
処分するために処理したものの	(廃酸、廃アルカリの場合) (廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・1,2-ジクロロエタン 0.4 ・1,2-ジクロロエタン 0.04
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号キ (1,1-ジクロロエチレン)	[水濁法令別表1] ・19ト 紡績業、繊維製品製造業染色施設 ・19チ 紡績業、繊維製品製造業液浸透施設 ・19リ 紡績業、繊維製品製造業のり抜き施設 ・21ハ 化学繊維製造業原料回収施設 ・23の2 新聞業、出版業、印刷業、製版業現像洗浄施設等 ・31ハ メタン誘導品(フロンガス)製造業洗浄施設及びろ過施設 ・32イ 有機顔料、合成染料製造業ろ過施設 ・32ロ 有機顔料、合成染料製造業顔料、染色レーキ製造施設のうち水洗施設 ・32ハ 有機顔料、合成染料製造業遠心分離機 ・32ニ 有機顔料、合成染料製造業廃ガス洗浄施設 ・33ロ 合成樹脂製造業水洗施設 ・33ハ 合成樹脂製造業遠心分離機 ・33ニ 合成樹脂製造業静置分離器 ・33ホ 合成樹脂(フッ素樹脂)製造業ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ・33リ 合成樹脂製造業廃ガス洗浄施設 ・33ヌ 合成樹脂製造業湿式集じん施設 ・34イ 合成ゴム製造業ろ過施設 ・34ロ 合成ゴム製造業脱水施設 ・34ハ 合成ゴム製造業水洗施設 ・34ニ 合成ゴム製造業ラテックス濃縮施設 ・37イ 前6号以外の石油化学工業洗浄施設 ・37ロ 前6号以外の石油化学工業分離施設 ・37ハ 前6号以外の石油化学工業ろ過施設 ・37タ 前6号以外の石油化学工業廃ガス洗浄施設 ・41ロ 香料製造業抽出施設 ・46イ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・47ニ 医薬品製造業混合施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・51ホ 石油精製業潤滑油洗浄施設 ・53イ ガラス、ガラス製品製造業研磨洗浄施設 ・66 電気めつき施設 ・67 洗濯業洗浄施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設 ・石油精製業改質施設 ・石油製品製造業蒸留施設(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、又は1,1,1-トリクロロエタンの回収を行うものに限る) ・廃油蒸留施設(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、又は1,1,1-トリクロロエタンの回収を行うものに限る) ・トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンによる表面処理施設	(汚泥の場合) ・1,1-ジクロロエチレン 0.2 (廃酸、廃アルカリの場合) ・1,1-ジクロロエチレン 2

産業廃棄物の種類	施 設	基 準
処分するために処理したもの	(廃酸、廃アルカリの場合) (廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・1,1-ジクロロエチレン 2 ・1,1-ジクロロエチレン 0.2
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号ユ (シス-1,2-ジクロロエチレン)	〔水濁法令別表1〕 ・19ト 紡績業、繊維製品製造業染色施設 ・19チ 紡績業、繊維製品製造業薬液浸透施設 ・23の2 新聞業、出版業、印刷業、製版業 現像洗浄施設等 ・31ハ メタン誘導品（フロンガス）製造業洗浄施設及びろ過施設 ・32イ 有機顔料、合成染料製造業ろ過施設 ・32ロ 有機顔料、合成染料製造業顔料、染色レーキ 製造施設のうち水洗施設 ・32ハ 有機顔料、 合成染料製造業遠心分離機 ・32ニ 有機顔 料、合成染料製造業廃ガス洗浄施設 ・33ロ 合成樹脂製造業水洗施設 ・33ハ 合成樹脂製 造業遠心分離機 ・33ニ 合成樹脂製造業静置 分離器 ・33ホ 合成樹脂（フッ素樹脂）製 造業ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ・33リ 合 成樹脂製造業廃ガス洗浄施設 ・33ヌ 合成樹 脂製造業湿式集じん施設 ・34イ 合成ゴム製 造業ろ過施設 ・34ロ 合成ゴム製造業脱水施 設 ・34ハ 合成ゴム製造業水洗施設 ・34ニ 合成ゴム製造業ラテックス濃縮施設 ・37イ 前6号以外の石油化学工業洗浄施設 ・37ロ 前6号以外の石油化学工業分離施設 ・37ハ 前6号以外の石油化学工業ろ過施設 ・37タ 前6号以外の石油化学工業廃ガス洗浄施設 ・41ロ 香料製造業抽出施設 ・46イ 28号か ら前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製 品製造業水洗施設 ・46ロ 28号から前号まで に掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業ろ 過施設 ・46ニ 28号から前号までに掲げる事 業以外の有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施 設 ・47ニ 医薬品製造業混合施設 ・50 第 2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試 薬製造施設 ・51ホ 石油精製業潤滑油洗浄施 設 ・66 電気めつき施設 ・67 洗濯業洗浄 施設 ・71の2 イ 科学技術研究所等洗浄施設 ・石油製品製造業蒸留施設（トリクロロエチレ ン、テトラクロロエチレン、又はシス-1,2- ジクロロエチレンの回収を行うものに限る） ・廃油蒸留施設（トリクロロエチレン、テトラ クロロエチレン、又はシス-1,2-ジクロロエ チレンの回収を行うものに限る） ・トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレ ンによる表面処理施設	(汚泥の場合) ・シス-1,2-ジクロロエチレン 0.4 (廃酸、廃アルカリの場合) ・シス-1,2-ジクロロエチレン 4
処分するために処理したもの	(廃酸、廃アルカリの場合) (廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・シス-1,2-ジクロロエチレン 4 ・シス-1,2-ジクロロエチレン 0.4
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号メ (1,1,1-トリクロロエタン)	〔水濁法令別表1〕 ・19ト 紡績業、繊維製品製造業染色施設 ・19チ 紡績業、繊維製品製造業薬液浸透施設 ・19リ 紡績業、繊維製品製造業のり抜き施 設 ・23の2 新聞業、出版業、印刷業、製版 業現像洗浄施設等 ・31ハ メタン誘導製品 (フロンガス) 製造業洗浄施設及びろ過施設	(汚泥の場合) ・1,1,1-トリクロロエタン 3 (廃酸、廃アルカリの場合) ・1,1,1-トリクロロエタン 30

産業廃棄物の種類	施設	基準
	<ul style="list-style-type: none"> ・32イ 有機顔料、合成染料製造業ろ過施設 ・32ロ 有機顔料、合成染料製造業顔料、染色レーキ製造施設のうち水洗施設 ・32ハ 有機顔料、合成染料製造業遠心分離機 ・32ニ 有機顔料、合成染料製造業廃ガス洗浄施設 ・33ホ 合成樹脂（フッ素樹脂）製造業ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ・37イ 前6号以外の石油化学工業洗浄施設 ・37ロ 前6号以外の石油化学工業分離施設 ・37ハ 前6号以外の石油化学工業ろ過施設 ・37タ 前6号以外の石油化学工業廃ガス洗浄施設 ・46イ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・47ロ 医薬品製造業ろ過施設 ・47ハ 医薬品製造業分離施設 ・47ニ 医薬品製造業混合施設 ・47ホ 医薬品製造業廃ガス洗浄施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・51ホ 石油精製業潤滑油洗浄施設 ・53イ ガラス、ガラス製品製造業研磨洗浄施設 ・66 電気めっき施設 ・67 洗濯業洗浄施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設 <ul style="list-style-type: none"> ・石油精製業改質施設 ・石油製品製造業蒸留施設（1,1,1-トリクロロエタンの回収を行うものに限る） ・廃油蒸留施設（1,1,1-トリクロロエタンの回収を行うものに限る） ・1,1,1-トリクロロエタンによる表面処理施設 	
処分するために処理したもの	<ul style="list-style-type: none"> （廃酸、廃アルカリの場合） （廃酸、廃アルカリ以外の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・1,1,1-トリクロロエタン 30 ・1,1,1-トリクロロエタン 3
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号ミ （1,1,2-トリクロロエタン）	<p>〔水濁法令別表1〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・32イ 有機顔料、合成染料製造業ろ過施設 ・32ロ 有機顔料、合成染料製造業顔料、染色レーキ製造施設のうち水洗施設 ・32ハ 有機顔料、合成染料製造業遠心分離機 ・32ニ 有機顔料、合成染料製造業廃ガス洗浄施設 ・33ロ 合成樹脂製造業水洗施設 ・33ハ 合成樹脂製造業遠心分離機 ・33ニ 合成樹脂製造業静置分離器 ・33リ 合成樹脂製造業廃ガス洗浄施設 ・33ヌ 合成樹脂製造業湿式集じん施設 ・37イ 前6号以外の石油化学工業洗浄施設 ・37ロ 前6号以外の石油化学工業分離施設 ・37ハ 前6号以外の石油化学工業ろ過施設 ・37タ 前6号以外の石油化学工業廃ガス洗浄施設 ・46イ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設 	<ul style="list-style-type: none"> （汚泥の場合） ・1,1,2-トリクロロエタン 0.06 （廃酸、廃アルカリの場合） ・1,1,2-トリクロロエタン 0.6

産業廃棄物の種類	施設	基準
	<ul style="list-style-type: none"> ・石油製品製造業蒸留施設（1,1,2-トリクロロエタンの回収を行うものに限る） ・廃油蒸留施設（1,1,2-トリクロロエタンの回収を行うものに限る） 	
処分するために処理したもの	<p style="text-align: center;">（廃酸、廃アルカリの場合）</p> <p style="text-align: center;">（廃酸、廃アルカリ以外の場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1,1,2-トリクロロエタン 0.6 ・1,1,2-トリクロロエタン 0.06
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号シ （1,3-ジクロロプロペン）	<p>〔水濁法令別表1〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・37イ 前6号以外の石油化学工業洗浄施設 ・37ロ 前6号以外の石油化学工業分離施設 ・37ハ 前6号以外の石油化学工業ろ過施設 ・37タ 前6号以外の石油化学工業廃ガス洗浄施設 ・46イ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・49 農薬製造業混合施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設 <ul style="list-style-type: none"> ・石油製品製造業蒸留施設（1,3-ジクロロプロペンの回収を行うものに限る） ・廃油蒸留施設（1,3-ジクロロプロペンの回収を行うものに限る） 	<p>（汚泥の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,3-ジクロロプロペン 0.02 <p>（廃酸、廃アルカリの場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,3-ジクロロプロペン 0.2
処分するために処理したもの	<p style="text-align: center;">（廃酸、廃アルカリの場合）</p> <p style="text-align: center;">（廃酸、廃アルカリ以外の場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1,3-ジクロロプロペン 0.2 ・1,3-ジクロロプロペン 0.02
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号エ （チウラム）	<p>〔水濁法令別表1〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・34イ 合成ゴム製造業ろ過施設 ・34ロ 合成ゴム製造業脱水施設 ・34ハ 合成ゴム製造業水洗施設 ・34ニ 合成ゴム製造業ラテックス濃縮施設 ・34ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム、又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち静置分離器 ・35イ 有機ゴム薬品製造業蒸留施設 ・35ロ 有機ゴム薬品製造業分離施設 ・35ハ 有機ゴム薬品製造業廃ガス洗浄施設 ・46イ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・49 農薬製造業混合施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・51の2 自動車用タイヤ、チューブ製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業、更生タイヤ製造業、ゴム板製造業直接加硫施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設 	<p>（汚泥の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チウラム 0.06 <p>（廃酸、廃アルカリの場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チウラム 0.6
処分するために処理したもの	<p style="text-align: center;">（廃酸、廃アルカリの場合）</p> <p style="text-align: center;">（廃酸、廃アルカリ以外の場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・チウラム 0.6 ・チウラム 0.06